

## 青森労働局 資料

○働き方改革PR動画完成発表会

「はからきかたススメ！ ～みんなで進もう 働きやすい未来へ～」

※通称「はたらきかたススメ特設サイト」

(URL : <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>)

○トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

○STOP！ 長時間の荷待ち

○業務改善助成金の制度が拡充されます！

# 働き方改革PR動画完成発表会 (厚生労働省説明資料)

「はたらきかたススめ！～みんなが進もう 働きやすい未来へ～」

令和5年6月28日

厚生労働省 労働基準局  
労働条件政策課労働時間特別対策室

# 労働時間法制の概要

## 原則

- ◆ 1週**40時間** / 1日**8時間**を超えて労働させてはならない
- ◆ 毎週少なくとも1回（または4週間に4日以上）の休日が必要

## 例外

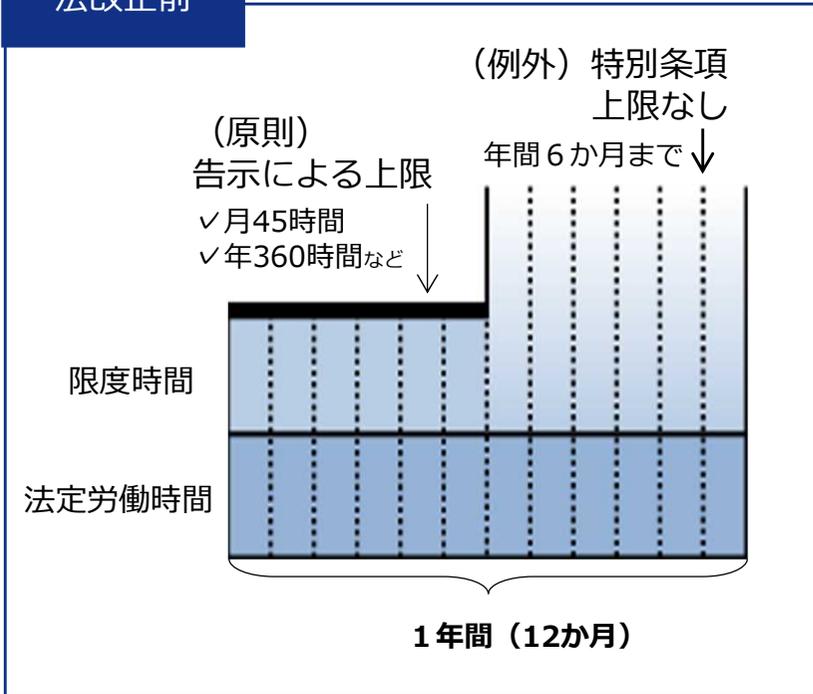
- ◆ 例外的に時間外・休日労働をさせる場合には、使用者と労働者で**36協定**を締結し、労基署に届け出ることが必要
- ◆ 36協定では、時間外労働の最大の時間数などを定める

⇒ 36協定に定めることができる時間外労働の時間数のルールは？

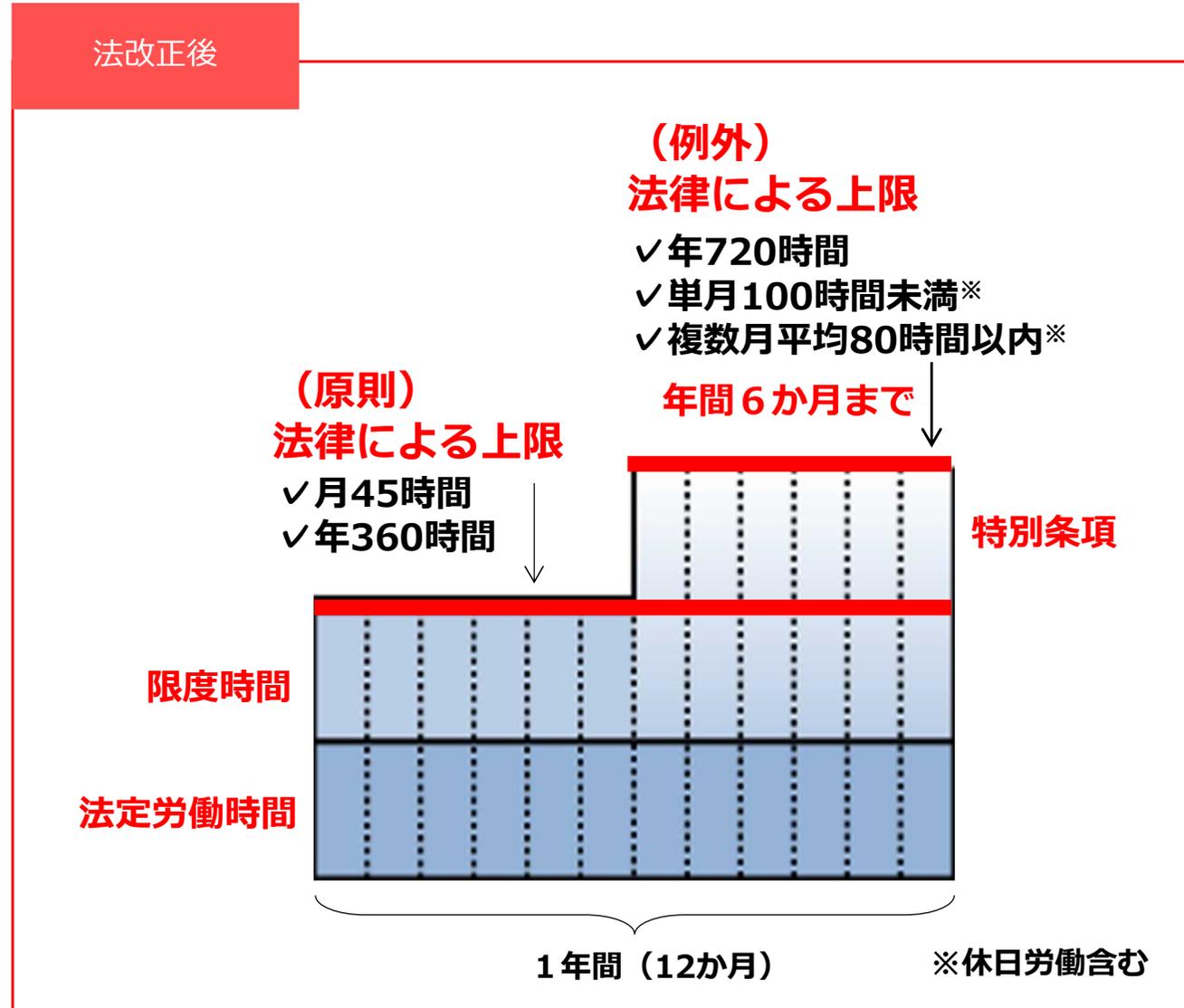
- ◆ 2018年に働き方改革関連法により、  
**労働基準法に時間外労働の上限規制**が設けられた
- ◆ **大企業では2019年4月に、**  
**中小企業では2020年4月にそれぞれ施行済み**

# 時間外労働の上限規制の概要②

法改正前



法改正後



⇒ただし、一部の職業では、  
**2024年3月31日まで**時間外労働の上限規制の**適用猶予**

◆ **建設業で働く方**

◆ **ドライバー**（トラック・バス・タクシー）

◆ **医師** など

⇒ 2024年4月から、  
それぞれの職業ごとの上限規制が適用開始

# 建設業で働く方の上限規制

## 建設業では長時間労働の背景に、取引慣行上の問題が見られる

(例) 短い工期が設定されることで休みが少なくなる

法改正前

上限なし

法改正後

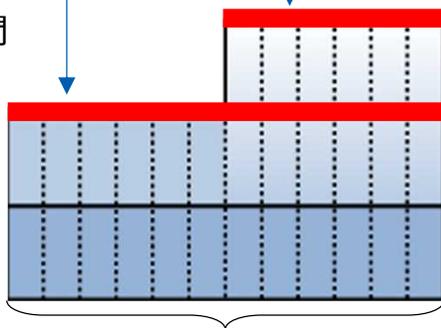
※2024年4月から適用開始

### ○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）

(原則)  
法律による上限  
✓月45時間  
✓年360時間

(例外)  
法律による上限  
(年6か月まで)  
✓年720時間  
✓複数月平均80時間\*  
✓月100時間未満\*

限度時間  
法定労働時間



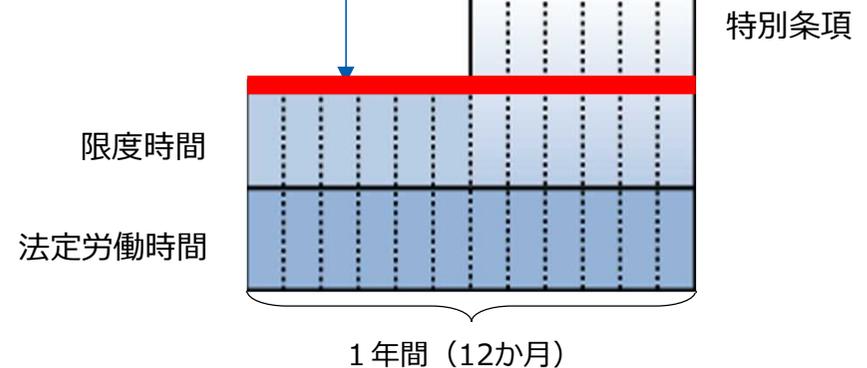
1年間 (12か月)

\* 休日労働を含む

### ○災害における復旧及び復興の事業 (一部規制が適用されない)

(原則)  
法律による上限  
✓月45時間  
✓年360時間

(例外)  
法律による上限  
(年6か月まで)  
✓年720時間



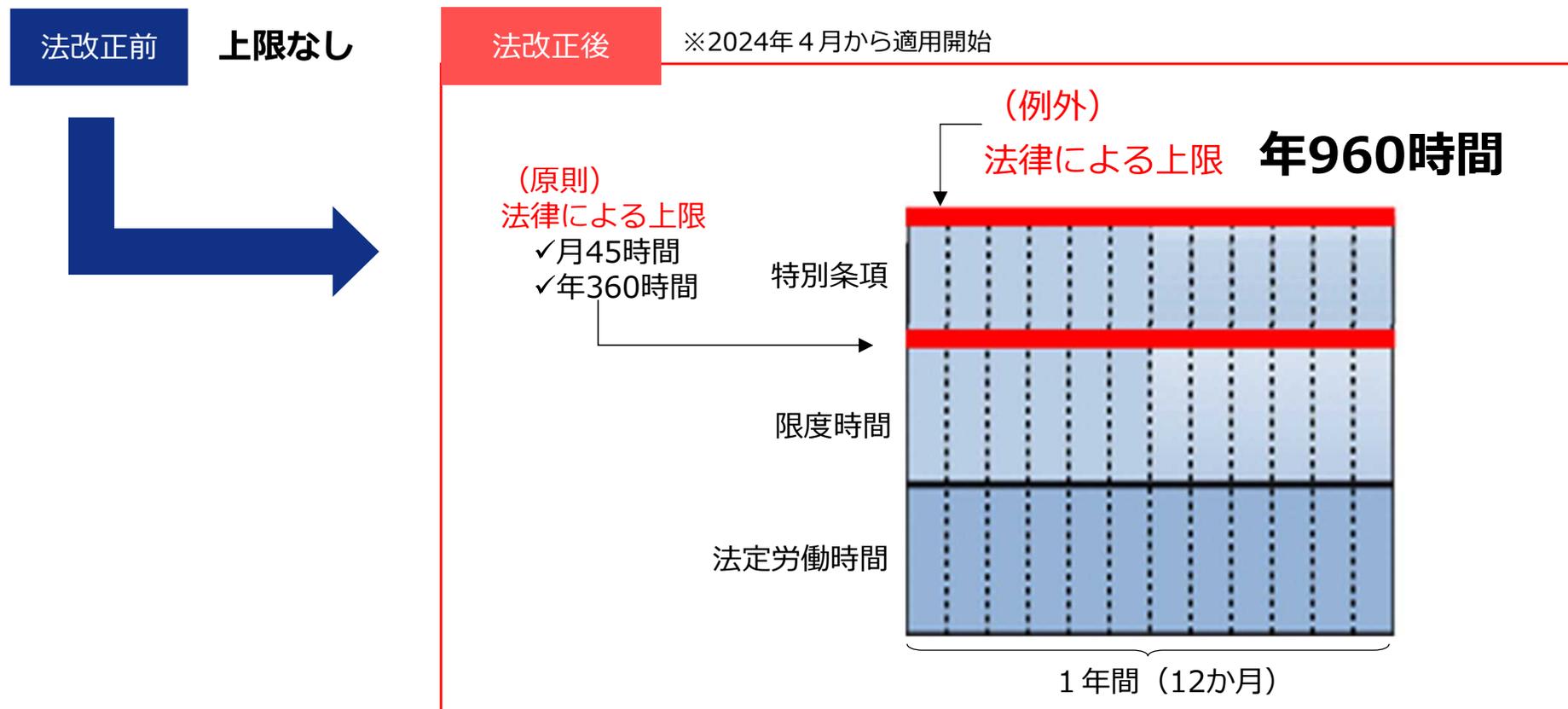
※ 災害における復旧・復興の事業では、  
・複数月平均80時間\*  
・月100時間未満\*  
とする規定は適用されない

\* 休日労働を含む

# ドライバー（トラック・バス・タクシー）の上限規制

## 特にトラックドライバーでは長時間労働の背景に、取引慣行上の問題が見られる

- （例）速やかな荷物の配達を依頼されることによる長時間の運転
- （例）荷物の積みおろしの際に発生する長時間の待機
- （例）荷物の積みおろしに伴う荷役作業



※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用される

- ◆ **建設業で働く方や、ドライバーの働き方の実現には、取引関係者の皆さま、国民の皆さまのご理解・ご協力が必要**
- ◆ **上限規制の円滑な施行に向けて、広く機運醸成を図る**

## イメージキャラクターに、小芝風花さんを起用



1997年4月16日生まれ、大阪府出身。A型。

2022年 テレビ朝日土曜ナイトドラマ「妖怪シェアハウスー帰ってきたん怪ー」、映画「妖怪シェアハウスー白馬の王子様じゃないん怪ー」に主演のほか、日本テレビ日曜ドラマ「霊媒探偵・城塚翡翠」「invert城塚翡翠 倒叙集」に出演。映画「貞子DX」でも主演を務めた。

2023年 4月クールの「波よ聞いてくれ」で主演を務めるほか、7月からフジテレビで始まる「転職の魔王様」にはヒロイン役で出演予定。

2024年2月公開予定の映画「レディ加賀」でも主演を控えるなど、いま注目の女優としてドラマ・映画・CMなどで幅広く活躍中。また、2023年1月から日本テレビ「ぐるぐるナインティナイン」の「ゴチになります」に新メンバーとしてレギュラー出演中。

## 今後展開する広報活動

- ◆ 建設業で働く方やドライバーは、**発注者や荷主の都合で長時間労働**になるケースがあること
- ◆ 働き方を変えていくために、ご自身にできる**小さなことからご協力**をいただきたいこと

⇒ **動画、ポスター、web広告**で情報発信を行っていく

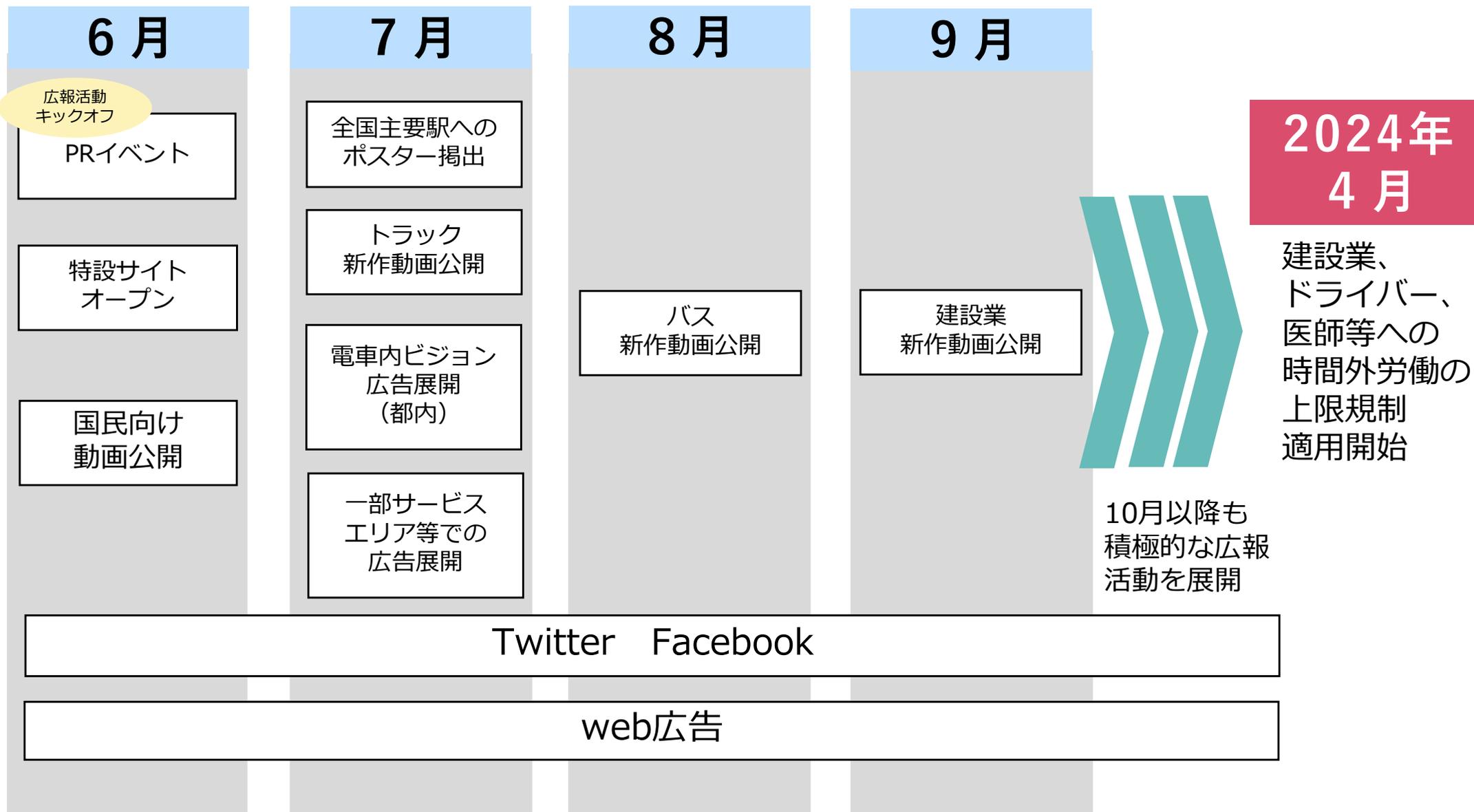
ポスターイメージ



Web広告イメージ



# 広報スケジュール



⇒2024年4月に向けて、来月から3か月間で集中的な広報を展開

◆ **トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター**

◆ **荷主特別対策チーム**  
(労働基準監督署による荷主への要請)

◆ **働き方改革推進支援助成金**  
(適用猶予業種等対応コース)

⇒ 上限規制の円滑な適用に向けて  
事業者への支援と関係者等への呼びかけを実施

トラック相談センター



働き方改革推進支援助成金

**令和5年度「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内**

令和6年4月1日から、建設業にも、**建設業以外の業種が適用されます。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や身体負担の軽減に向けた職場整備に取り組み中小企業事業主の働き方を支援します。ぜひご利用ください。

企業課題	助成金による取組	改善の結果
積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！	積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！	積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！
測量作業と車機操作を効率化し、労働時間を削減したい！	測量作業と車機操作を効率化し、労働時間を削減したい！	測量作業と車機操作を効率化し、労働時間を削減したい！

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

【交付申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

**令和5年度「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内**

令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**建設業以外の業種が適用されます。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や身体負担の軽減に向けた職場整備に取り組み中小企業事業主の働き方を支援します。ぜひご利用ください。

企業課題	助成金による取組	改善の結果
積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！	積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！	積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！	運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！	運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

【交付申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【申請書】を、最寄りの労働基準監督署・均等部（郵）に提出  
（申請：11月30日（水））

【交付決定後、額引した計額に沿って助成金申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

【労働局に支給申請】  
（申請期：令和6年11月31日（水）まで）

ご清聴ありがとうございました

# 上限規制適用までもうすぐ！ 「働き方改革」に取り組もう！

みんなしっかり  
たしかめよう！



広報キャラクター たしかめたん

令和  
6年4月～  
適用

事業者の皆さん  
おはようございます。



トラック運転者の

# 改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



## 1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

## 1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

## 1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を  
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



# トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

<b>1年、1か月の拘束時間</b>	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b>	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
<b>1日の拘束時間</b>	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b> 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合                 </div>	
<b>1日の休息期間</b>	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
<b>運転時間</b>	<b>2日平均1日：9時間以内      2週平均1週：44時間以内</b>	
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間以内</b> 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) <b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b> 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
<b>予期し得ない事象</b>	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2、3)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。                      ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと                      ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと                      ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと                      ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと                      ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。                 </div>	
<div style="text-align: center;">  </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin-bottom: 0;">特例</p> </div> </div>	<p><b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割休息は1回3時間以上      ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上</li> <li>・ 3分割が連続しないよう努める      ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度</li> </ul> <hr/> <p><b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b></p> <p>身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要)</li> <li>・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること             </div> <hr/> <p><b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b></p> <p>2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)                  2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p> <hr/> <p><b>フェリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の2分の1を下回ってはならない)</li> <li>・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</li> </ul>	
<b>休日労働</b>	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。  
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもの。令和6年4月1日から適用される。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



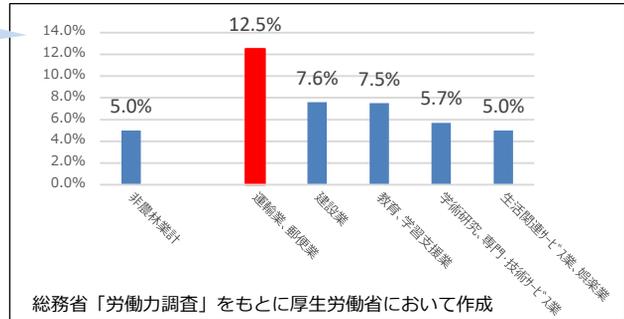
# 道路貨物運送業の実態

## ⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

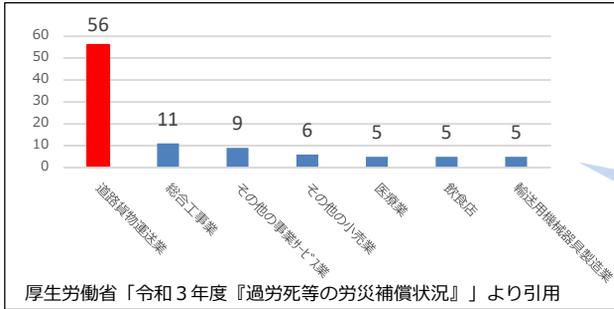
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

### ⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



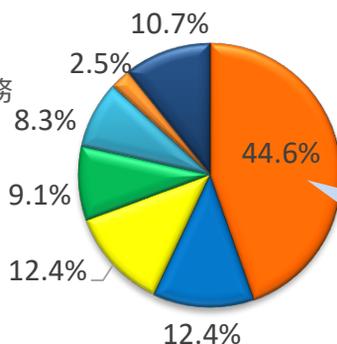
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

### 改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る  
だけなので  
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。  
うちは小さいから関係  
ないはずね。

中小企業



いえいえ。

**荷主**というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、

**荷物の受け取り手**である**着荷主**も該当します。

また、**会社の規模**なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の  
長時間労働の削減のためにとても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、  
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。  
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日  
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

# 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の  
地域において

事業場内最低賃金が  
**955円**（差額35円）  
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
**50円以内**の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
**955円**の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され  
たので、助成金が受けられる  
ようになりました

### ② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・ **賃金引き上げ計画**  
・ **事業実施計画（設備投資  
等の計画）**

事業実  
施計画

賃上げ  
計画

を提出し、計画の  
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）  
・ 計画に基づく賃上げの実施  
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日  
までに賃金引き上げを実施して  
いれば、賃金引き上げ計画の提出  
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です  
・ **賃金引き上げ結果**  
・ **事業実施計画（設備投資等の  
計画）**

事業実  
施計画

賃上げ  
結果

### ③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業  
場の場合

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを事業場所在地を管轄  
する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出  
した計画に沿って  
事業実施

労働局に事業実施  
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\* 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

